行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	行政評価システムの導入			重点項目番号	7
現状、問題点、必 要性 (なぜやるのか)	【現 状】 平成18年度から行政評価を導入している。現在、市が行う全事務事業の評価を行っている。			番号	1)
	【問題点、必要性】 行政評価は自治基本条例第56条に導入が規定されており、市が行う事務事業についてマネジメントシステムを構築し、改革改善に活かすとともに、市の財政状況から事業の重点化を行い市政運営を行う必要がある。 【現状の客観的な説明】 全国市区で約50%、三重県内市町で34%(10/29市町)、県内市で64%(9/14市)で導入している。(平成18年10月現在)			担当課(執行する課)	総務部 行政改革推進課
				責任者名(執行責任者)	行政改革推進課長 吉村 豊
				担当課電話番号	22-9622
対象等(なにが、 だれが)	伊賀市職員及び市が行う事務事業				【金 額】
成果(対象がどう なるのか)	今後の事業実施等に評価結果を反映させることで、予算等の資源配分の最適化や実施方法の改善、職員の意識改革が促される。市が行う事務事業について、市民への説明責任が果たされる。			財政効果額(千円) 円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【算定根拠】 ※行政評価システムは、事業費そのも のの増減や決定を行うものではないた め算定は不可能である。
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 市が行う全事務事業について評価を行い、市の総合計画に位置付ける事業は基本施策内の優先度等を検証し 基本施策の推進に反映させる。 【目標数値】 《最終目標》 評価を総合計画実施計画・予算編成に確実に反映させるしくみを構築する。施策評価を実施する。 《平成20年度の目標》 平成18年度実施事業の評価の反省をふまえ平成19年度実施の全事務事業を評価する。施策評価の実施方法を 決定する。 《平成21年度の目標》				
	平成19年度実施事業の評価の反省をふまえ平成20年度実施の全事務事業を評価する。平成20年度時点で行っている2次評価を施策評価として実施する。 【目標の客観的な説明】 全国の行政評価導入市区の50%が政策・施策レベルで行政評価を導入している。行政資産の重点化を行ううえでは必要である。			特記事項	
日標を達成するにめの活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目)(何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義·算定式	行程表 平成20年度	(いつまでにやるのか) 平成21年度 平成22年度 4月 10月 4月 10月
	システム検討委員会の開催	各年度2回開催	次長級職員で構成されたシステム検討委員会で推 進内容や結果報告を行う。		
	システム及び評価実施説明会の開催	係長級以上の職員	係長級職員約400人に対してシステムの説明を行う。		
	評価シート作成依頼及び調整	市が行う全事務事業	市が行う約1300事業について、評価表を作成する。		
	評価シートに係る協議実施		作成した評価シートの内容について、記載内容の 確認を行う。	Ó	T A TA
	評価内容の反映		評価結果を総合計画実施計画や予算編成に反映させる。		
	評価結果の公表	12月をメドに公表	ホームページ等で公表する。		